

令和元年 1 2 月

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会

日時：令和元年 1 2 月 2 5 日（水）午後 2 時 3 1 分

場所：本庁舎 5 階 5 - 1 会議室・5 - 2 会議室

藤 沢 市 農 業 委 員 会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和元年12月25日（水）本庁舎5階5－1会議室・5－2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	神 崎 享 子	1 6 番	櫻 井 一 雄
2 番	渡 貫 直 正	1 7 番	佐 藤 賢 一
3 番	吉 原 豊	1 8 番	宮 治 時 男
4 番	熊 山 直 行	1 9 番	與 安 義 昭
5 番	宮 治 潔	2 0 番	加 藤 登
6 番	上 田 洋 子	2 1 番	佐 川 俊 夫
7 番	井 上 哲 夫	2 3 番	鈴 木 隆 弘
8 番	古 谷 修 一	2 4 番	浅 場 宣 靖
9 番	桐ヶ谷 慶 導	2 5 番	福 岡 則 夫
1 0 番	齋 藤 義 治		
1 2 番	飯 田 芳 一		
1 3 番	田 代 恵美子		
1 5 番	漆 原 豊 彦		

欠席委員は、次のとおり

1 1 番	渡 邊 文 雄	1 4 番	山 口 貞 雄
2 2 番	佐 藤 智 哉		

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	加 藤 敦	主幹	草 柳 真 治	主幹補佐	福 岡 信 二
上級主査	伊 藤 洋 一				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 64号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 65号 非農地証明願について
- 日程第 3 議案第 66号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請
について
- 日程第 4 議案第 67号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 68号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の解約の
申し出について
- 日程第 6 議案第 69号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出
について
- 日程第 7 報告第 12号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 8 議案第 70号 農地中間管理事業における農地利用配分計画案に対す
る意見について
- 日程第 9 議案第 71号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第 10 議案第 72号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認に
ついて
- 日程第 11 報告第 13号 買受適格者に係る農地法第3条の規定による許可につ
いて
- 日程第 12 報告第 14号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ
いて

開会 午後2時31分

事務局（加藤 敦事務局長） それでは、定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、総員25名、出席委員22名でございます。

初めに、齋藤会長から御挨拶をお願い申し上げます。

会長（齋藤義治委員） こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

年末も大分押し詰まってまいりましたが、年末になりますと、国でもいろいろな数字を出してくるわけですが、きょうの『農業新聞』の中にも、ことしの出生数が出ておりました。86万4,000人ということで、今までにない出生数だそうでございます。我々第1次のベビーブームですと270万人ぐらいが1年間に生まれましたが、ことしの数字をみますと、3分の1以下になったということでございます。

この数字が、将来的にどのように影響をしていくかということは、専門家の人がいろいろ議論をされていますけれども、これからの日本にとっては、かなり厳しい数字がいろいろ出てくるのではないかと考えております。

子どもたちが減っていくということは、農業もそうですけれども、各事業に関しても、これから衰退をすることも考えなければいけないと考えておりますが、これは、国が先を見据えた政策をとらなかった結果が、このようになったのではないかと考えております。

それと、毎月のように行われております神奈川県農業会議の中に常設会議がございまして、私も毎月出ておりますが、今回初めて、今までにない案件が出ました。

と申しますのは、いわゆる転用の案件でございまして、皆様方、各地区で転用の許可をするかしないかということで、いろいろな討議をされていますが、大磯町の農業委員会で、転用の案件が出てきたのですが、その転用の事業者が、

書類的には全部そろっているものの、違反をしていた。そして、代替要件として、この場所しかできないということがはっきりと表示されていなかったために、大磯町の農業委員会は不許可にしたらしいのですが、それでも書類的にはそろっていますから、それは全部神奈川県に出ます。最終的には、神奈川県は、神奈川県知事許可ですが、そのときに、県知事が許可をするかしないかは、今後、県がどのように考えているかということがいろいろ問題になろうかと思えます。

神奈川県では初めてですが、他の県ではどうですかということを知りたいのですが、ほかの県でも、いわゆる農業委員会で不許可になったものが、農業会議の常設会議に出ているという現状があるそうです。

これから、皆様方の地区でも転用が出ようかと思いますが、かつていろいろな問題があった事業者などが出てきたときには、慎重な審議をしていただいて、将来的に農地が荒れないようなきちっとした転用がされるかどうか見ていただいて、慎重に転用の許可をしていただきたいと思います。許可自体は県ですが、各地区の委員会で慎重に審議をしていただきたいと思います。

それでは、12月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

事務局（加藤 敦事務局長） 齋藤会長、ありがとうございました。

これより議事に入ります。

藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（福岡信二主幹補佐） いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、12番の飯田芳一

委員と13番の田代恵美子委員の御両名にお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、議案の説明をいたします。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、男0、女2。所有面積、耕作面積、ともに288a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、用田字男坂、4筆。打戻字大仲、2筆、宮原字矢田、2筆、合計8筆、5,062㎡。地目は、用田字男坂及び宮原字矢田が田現況畑、打戻字大仲が畑。権利の種類は、所有権（交換による移転）。申請理由、譲受人が、農業経営効率化のため。譲渡人が、譲受人の要望による。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、男0、女2。所有面積、耕作面積、ともに288a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、宮原字高田、2筆。地目、田。地積、合計1,922㎡。権利の種類、所有権（交換による移転）。申請理由、譲受人が、農業経営効率化のため。譲渡人が、譲受人の要望による。

番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、男1、女1。所有面積、耕作面積、ともに105a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、遠藤字北原、3筆。地目、全て田現況畑。地積、合計660㎡。権利の種類、所有権（売買による移転）。申請理由、譲受人が、農業経営規模拡大のため。譲渡人が、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

4番、熊山委員。

御説明を申し上げます。

地区、御所見・遠藤。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、用田字御手洗水の1筆。地目、畑。地積、487㎡。内容、昭和53年頃から自己住宅敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成19年航空写真、建築計画概要書。現地確認日、令和元年12月16日。

番号2。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、用田字中根松の3筆。地目、いずれも畑。地積、合計522㎡。内容、用田字中根松の1筆は昭和40年頃から自己住宅敷地への通路として利用し、現在に至る。残りの2筆は、平成17年頃から駐車場及び資材置場用地として利用し、現在に至る。確認資料、平成19年航空写真。現地確認日、令和元年12月16日。

番号3。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、菖蒲沢字笹谷の1筆。地目、畑。地積、13㎡。内容、狭小地のため耕作不能な状態として現在に至る。現地確認日、令和元年12月5日。

番号4。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、打戻字大仲の1筆。地目、畑。地積、270㎡。内容、昭和46年以前から農業用施設敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成19年航空写真、建築計画概要書。現地確認日、令和元年12月17日。

地区、六会・長後。番号5。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、高倉字枯藪の1筆。地目、畑。地積、231㎡。内容、昭和62年頃から自己住宅の庭敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成19年航空写真。現地確認日、令和元年11月15日。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

17番、佐藤賢一委員。

17番（佐藤賢一委員） 本件の申請地につきましては、県道横浜・伊勢原線にある「用田神社入口」から北に約180mの土地になります。

資料は10ページをお開きください。

申請について」番号2を、関連する議案のため、一括して上程をいたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、日程第3、議案第66号及び第67号番号2を一括して説明してまいります。

まず「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」。

地区、御所見・遠藤。番号1。転用申請者、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、葛原字聖台の5筆。地目、5筆のうち3筆が畑、2筆が雑種地現況畑。地積、合計4,202㎡。内容及び変更理由、内容、駐車場の整備区域を拡大するもの。県知事許可、平成31年4月18日。変更理由、管理している駐車場の集約に向けて、隣地土地所有者と売却協議が整ったため。

続きまして、「農地法第5条の規定による許可申請について」。

地区、御所見・遠藤。番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、59a。耕作者、同左人。当該農地、地番、葛原字聖台、2筆。地目、畑及び雑種地現況畑。地積、合計972㎡。権利の種類は、所有権。転用目的は、駐車場。立地基準は、第3種農地。農用地区域除外日は、1筆が平成15年2月24日、もう一筆は当初より。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第66号及び67号番号2について意見を求めます。

6番、上田委員。

6番（上田洋子委員） 本件の申請地につきましては、市道葛原・綾瀬線にかかる新幹線から北側に400mの土地になります。

資料は16ページをお開きください。

譲受人は、綾瀬市内に賃借している駐車場用地を集約するため、平成31年1月28日総会において、駐車場用地への転用として承認を受け、同年4月18日に神奈川県知事の許可を受けましたが、千葉市内にある駐車場用地についても集約すべく、西側隣接地についても駐車場用地として転用するものです。

住所氏名、記載のとおり。経営面積、56 a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、用田字中根松、1筆。地目、畑。地積、196 m²。権利の種類は、賃借権。転用目的、資材置場及び駐車場。立地基準は、第3種農地。農用地区域除外日は、昭和59年4月20日。

続きまして、番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。お一方が経営面積、17 a。もうお一方が経営面積、4 a。耕作者、住所氏名、ともに同左人。当該農地、お一方が、地番、葛原字前田、1筆。地目、畑。地積、

1,707 m²。もうお一方が、地番、葛原字前田、2筆、地目は、ともに畑。地積、3筆合計2,156 m²。権利の種類、所有権。転用目的、資材置場。立地基準が、第3種農地。農用地区域除外日は、昭和59年4月20日。

続きまして、番号4。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、12 a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、遠藤字窪前田、1筆。地目、畑。地積、687 m²のうち295.68 m²。権利の種類は、使用貸借権。転用目的、自己住宅。立地基準は、第3種農地。農用地区域除外日は、昭和59年4月20日。

続きまして、番号5。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、11 a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、遠藤字向原、1筆。地目、畑。地積、495 m²。権利の種類は、賃借権。転用目的、資材置場及び駐車場。立地基準、第3種農地。農用地区域除外日は、昭和59年4月20日。

続きまして、地区、藤鶴・村岡・明治。番号6。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、49 a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、大庭字持瀬、1筆。地目、田現況畑。地積、624 m²。権利の種類は、所有権。転用目的、車両置場及び自動車整備場。立地基準は、第3種農地。農用地区域除外日は、昭和59年4月20日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

板を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

敷地内については、碎石敷きの上、転圧を行い、雨水については敷地内自然浸透処理とします。

地区協においては、譲受人と面談し、近隣の農地等に影響がないよう十分配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第67号、番号1、番号3から番号6について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第67号、番号1、番号3から番号6について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第5、議案第68号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の解約の申し出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 日程第5、議案第68号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の解約の申し出について」、説明をさせていただきます。

番号1は、借主が耕作困難になったため、解約申し出となったものでございます。

説明は以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —

―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第68号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第68号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第6、議案第69号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 日程第6、議案第69号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出について」、一括して御説明を申し上げます。

番号1は、菖蒲沢を中心に140aを耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分。

番号2は、このたび新規就農される一般法人の新規借受分で、資料は29ページからとなります。

借受人は、障がい者に就労支援を行うために設立された法人で、御所見・遠藤の地区協議会におきまして、法人代表者と面談し、就農計画等について確認しております。

番号3は、遠藤で肉用牛の肥育経営及び露地野菜の栽培を行っている農地所有適格法人の更新借受分。

番号4は、西俣野を中心に231aを耕作する方の更新借受分。

なお、利用権設定を行う農地については、全て現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

説明は以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

1点お尋ねをいたしますが、番号2の合同会社というのは、どういうことですか。この会社は、福祉の関係のようですが、例えば株式会社ですとか有限会社ですとか社会福祉法人ですとか、そういう形でなく合同会社でやるということは、何か意味がありますか。合同会社というのは、余り聞いたことがないのですが。

事務局（草柳真治主幹） 合同会社になぜしたのかまでは聞き取りはしていませんが、この合同会社は、ほかに2、3ある障がい者支援を目的とした団体が協力して設立した団体ということで聞いておりますけれども、なぜ合同会社にしたのかまでは確認はとれておりません。

議長（齋藤義治委員） 一応一般の会社のように定款があるわけですよね。定款でも、福祉の関係が入っているのか、合同会社の中に福祉という事業目的があるのでしょうか。

事務局（草柳真治主幹） 申しわけないのですが、定款までは確認がとれておりませんけれども、こちらの合同会社は、一般法人という扱いで受けております。一般法人の場合には、株式会社であったり有限会社であったりとか、そういったことは特に関係せずに、農地所有者と、その法人と、あと市の農業水産課、こちらで協定を結びまして、ちゃんと耕作されていない場合には、その利用権は解除するという解除条件つきを前提とした形で協定を結んで、それで利用権の申し出に至っているということになります。

議長（齋藤義治委員） 利用権設定のときには、多分会社で借りる場合には、定款ということが事務提要の中でもあると思いますが、今後、もしそういうことがあったら、一応定款ということまで確認するようにお願いをいたします。

事務局（草柳真治主幹） 今後、農業水産課と協議をさせていただきます。

議長（齋藤義治委員） 他に何かございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第69号について、承認することに御異議はございませんか。

について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、同法第19条第3項の規定に基づき意見を求められたものでございます。

権利の設定を受ける借主は、平成27年12月より新規就農した方で、現在、遠藤で19aを耕作しており、農業経営規模拡大に伴い権利の設定を受けるものでございます。

説明は以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。何かございませんか。

地区委員の方で、遠藤字中尾の、この土地の状況を知っている方は誰かいらっしゃいませんか。

古谷委員、ここはどのような状況でしょうか。

8番（古谷修一委員） 現地の確認までは、把握はしていません。

議長（齋藤義治委員） 神崎委員。

1番（神崎享子委員） この方は、新規就農の方だと思いますけれども、この新規就農の方を指導している方とかいらっしゃいますか。住所は善行ですけれども、こちらでは把握していないのですが。

議長（齋藤義治委員） 福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） この方は今、たしか新規就農して4年目の方で、市の農業水産課から人材投資資金を受けている方ですので、年3回ほど、新規就農サポートチームとしまして、農業水産課と農協の職員の方、県の技術センターの方と一緒に定期巡回をしております。この方も、当然就農するに当たりましては、研修等を受けてから就農された方ですので、行政から、そういったサポート等いろいろ指導を受けながら経営をされているということで伺っております。

また、この方は、慶応大学と、隣接の病院西側の25m道路のすぐ脇のところに500㎡ぐらいの畑を持っていらっしゃいまして、今申し上げたように、我々も定期的にサポートの巡回をしておりますけれども、ことし、2回ほど回っていますが、肥培管理はしっかりされている状況であることを把握しております。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 続きますして、2点ほど事務連絡をさせていただきます。

1点目が、お手元の資料で、「藤沢市農業委員会視察研修会の開催について（通知）」があると思いますが、地区協でも御案内のとおり、年明け1月30日木曜日に、優良事例の視察研修ということで、予定をさせていただいております。

視察の場所は、申し訳ありませんが、まだ詳細を確認中でして、あくまでも予定ですけれども、午前中、埼玉県の川島町にあります金笛のしょうゆパークで、醤油の製造はもちろん、醤油づくりの体験みたいなものもできるので、こちらを1時間ほど御見学いただいて、そのまましょうゆパークで昼食の後、川越市にあります企業が経営をしている@FARM（アット・ファーム）に行きまして、ここではイチゴの摘み取りやトマト栽培等、また敷地内での直売、あとカフェも経営しているようですけれども、こういうところの視察を予定しております。

1月30日になりますので、詳細な行程につきましては、年明け1月上旬に事務局から郵送させていただきますので、もし欠席される場合は、記載のとおり1月23日ぐらいまでに事務局へ御一報いただくと助かります。よろしくをお願いします。

あと、もう一点ですが、広報で御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、事務局の場所が、今のNDビルから旧新館（分庁舎）の7階に移動いたします。業務は1月6日の月曜日から分庁舎で開始となりますが、分庁舎7階の、元市議会があったフロア、7階の線路側、南東のちょうど角地に事務局が移転いたしますので、年明け以降、お間違えのないようお願いいたします。

年内の仕事納めまでは今のNDビルで業務を行いまして、繰り返しになりますが、1月6日からは分庁舎で業務を開始いたします。

電話番号は、直通を含めて今までと同じですけれども、ファックス番号だけ、22-7574に変わりますので、お間違えのないようお願いいたします。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） それでは、以上をもちまして12月の総会を閉会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

冒頭の挨拶の中でも申し上げましたが、令和元年もあとわずかになりました。1年間大変ありがとうございました。皆様よいお年をお迎えいただきたいと思います。

閉会 午後3時44分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)